

個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しについて

令和 7 年 4 月 24 日

個人情報保護委員会事務局

これまでの検討経緯

令和5年

- 9～10月 「改正個人情報保護法の施行状況について」公表
- 11月15日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直し規定に基づく検討」公表
- 11月下旬～ 関係団体等ヒアリングを順次実施

令和6年

- 2月21日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直し規定に基づく検討項目」公表
- 4月上旬～ 有識者ヒアリングを順次実施
- 6月27日 「中間整理」公表（～7月29日までパブコメ実施）**
- 9月4日 「中間整理」に関する意見募集の結果・今後の検討の進め方 公表
- 10月16日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごとに見直しの検討の充実に向けた視点」公表**
- 12月17日 事務局ヒアリング（有識者、経済団体・消費者団体）の状況報告
- 12月25日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごとに見直しに関する検討会 報告書」公表**

令和7年

- 1月22日 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」公表**
- 2月5日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」公表
- 2月19日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）」公表
- 3月5日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」公表、意見の概要①**
- 4月16日 意見の概要②**

個人情報保護法の制度的課題の再整理

個人情報保護法の目的（第1条）

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

事務局ヒアリングを通じて得られた視点

個人情報保護法の保護法益

本人の関与

事業者のガバナンス

官民を通じたデータ利活用

個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

- 同意規制の在り方
 - 統計作成等^(※)、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
- 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
- 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方
- 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方
- 漏えい等発生時の対応（本人通知等）の在り方
- 子供の個人情報等の取扱い^(※)

※心身の発達過程にあり本人による実効性ある関与が必ずしも期待できない

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

- 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方
- 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方
- 身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）^(※)に関する規律の在り方
 - ※本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる
- オプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

- 勧告・命令等の実効性確保
- 刑事罰の在り方
- 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否
- 団体による差止請求制度・被害回復制度の導入の要否
- 漏えい等報告等の在り方

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」 に対して寄せられた主な意見

個人情報保護委員会では、1月22日に「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」と「個人情報保護法の制度的課題の再整理」を公表し、その後順次、「制度的課題の具体的な考え方」を公表したところ。

あわせて関係者との意見交換・対話を密に図る観点から、有識者・関係団体に対しこれらの検討状況をフィードバックしたところ、様々な意見が寄せられている。（3月5日及び4月16日にはそれまでに寄せられた意見について公表）

【意見提出者】

令和7年4月24日現在

（有識者：8名）

・石井夏生利氏 ・板倉陽一郎氏 ・佐藤一郎氏 ・新保史生氏 ・高木浩光氏 ・長田三紀氏 ・森亮二氏 ・山本龍彦氏

（経済団体・消費者団体等：22団体）

- | | | |
|----------------------|---------------------|--------------------------|
| ・ 一般社団法人AIガバナンス協会 | ・ 一般社団法人次世代基盤政策研究所 | ・ 一般社団法人新経済連盟 |
| ・ 一般社団法人全国消費者団体連絡会 | ・ 一般社団法人データ社会推進協議会 | ・ 一般社団法人電子情報技術産業協会 |
| ・ 一般社団法人日本IT団体連盟 | ・ 一般社団法人日本経済団体連合会 | ・ 一般社団法人日本DPO協会 |
| ・ 一般社団法人日本ディーラーニング協会 | ・ 一般社団法人MyDataJapan | ・ 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム |
| ・ AI法研究会政策提言部会 | ・ 健康医療情報が拓く未来会議 | ・ 公益社団法人全国消費生活相談員協会 |
| ・ 公益社団法人日本医師会 | ・ 公益社団法人日本歯科医師会 | ・ 公益社団法人日本薬剤師会 |
| ・ サステナビリティ消費者会議 | ・ 主婦連合会 | ・ 日本弁護士連合会 |
| ・ プライバシーテック協会 | | |

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」 に対して寄せられた主な意見

全体的な意見

- 多くの団体や有識者に改めて個人情報保護委員会事務局がヒアリングを通じ、論点の見直し、追加を行ったことを評価。
- 今回のいわゆる3年ごと見直しにおいて提案された各論点は全体として見れば、バランスの取れた優れたパッケージ。
- **個人データを源泉とする社会価値創出への期待**は大きく、個人の信頼を前提としたデータ連携の推進に向けた取組の重要性も認識。また、AIの進化には学習などに用いるデータ量の拡大と質の向上が不可欠であり、**我が国のAI戦略の観点からも、データ流通促進に向けた制度整備の議論が加速**する事を期待。
- **個人データの利活用を含む、個人情報保護法制の全体的な課題に関する整理**が示されたことを歓迎。この整理によって、ようやく**個人情報保護法の見直しに向けた議論のスタートライン**に立ったことを評価。
- 3月5日に公表された考え方（案）には、規律の大まかな方向性は示されているものの、意図が不詳な記載も散見され、**具体的な運用方法の大半は今後の下位法令（政令、委員会規則等）やガイドライン、Q&A等の策定・改訂に委ねられている**。今般示された考え方が、真に生活者価値の向上や企業価値の創出に資するデータの適正な利活用の促進につながるよう、他方で事業者に過度な負担を課すことのないよう、**引き続き経済界との緊密な対話**を強く求めたい。
- EUにおいてもデータ利活用制度の検討の中で（一般法である）GDPRの位置付けが揺らいだり変化したりすることではなく、データ法・EHDS法等にも規定上その旨が明記されている。我が国においても、データ利活用制度の議論は（一般法である）個人情報保護法の在り方に影響を与えるべきではなく、むしろ**改正個人情報法の内容を踏まえた上で、データ利活用制度の検討**がなされるべき。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」 に対して寄せられた主な意見

全体的な意見

- 国際間でハーモナイズされた各国データ保護法制と整合する日本の個人情報保護法であってほしい。日本の個人情報保護法は、外国のデータ保護法制、例えば、EUの一般データ保護規則（GDPR）と比較すると、個人情報の取扱いをより広く認める内容となっており、その意味ではデータの利活用に配慮したもの。**デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景**として、個人情報の保護とデータの利活用とのバランスを取りながら、ガイドラインやQ&Aによって現行の規制内容を明確化したり、**個人情報の保護が担保される限度で現行の規制を緩和することは検討の必要**がある。
- 医療分野など、特にデータの利活用が望まれる分野については、本考え方の検討内容を踏まえ、特別法の検討を進めていただくことを要望。
- 個人情報保護委員会には、**政府全体に横串を刺す形で、各分野・業法を監督する関係省庁と緊密に連携**するよう要望する。
- 政府全体のデータ戦略やデータ利活用のための制度設計の在り方に関する議論も踏まえ、**個人情報保護とデータ利活用促進との一体的な検討**がなされることを期待。
- 規制強化に繋がる論点は、いずれも実務に大きな影響を与えるものであることから、**実態把握や影響分析**をしっかりと行った上で、慎重な議論が必要。利活用のための見直しについても、事業者が期待する利活用が実際に可能となるのか、**ユースケースを持ち寄った上で検討**することが重要。
- 公表された個人情報保護法の制度的課題に対する考え方については、必要な論点は含まれているが、網羅性という視点では十分ではない。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」 に対して寄せられた主な意見

全体的な意見

- 「統計作成等であると整理できるAI開発等」に関する同意規制の緩和は、産業界待望の提案であり、個人情報の利活用に十分な配慮がなされた提案。今回の提案の中には、利活用の窓口を絞る事前規制から、事後的ガバナンスの重視に移行するものが見られる。このように、**事前規制を緩和する場合には、事後的な問題行為に対する制裁と被害回復の強化は不可欠**であり、それがなければ消費者の信頼が失われ、かえって利活用を阻害することにもなる。これらの利活用のための提案は、課徴金と団体訴訟と不可分の一体的なパッケージとして把握されるべき。
- 2月5日の委員会資料には、統計情報等の作成の他にも、公衆衛生の観点など条件付きで本人同意の規制を緩和する考え方が示されている。**現行の規制を緩和する改正は、個人の権利利益が侵害されないこと、利用目的が適正であること、及び、関係事業者（提供元及び提供先）が適正な利用を確保する法令遵守体制を有することが担保される制度整備、並びに違反行為への制裁措置（課徴金、差止請求、被害救済など）の創設・強化と同時に必要**がある。デジタル技術の進化に伴うデータ利活用が、個人の権利利益が確かに守られるルール整備を伴って進むよう強く要望。
- **統計作成やAIの利用において同意なしにするなどの規制緩和をする場合には、これに基づいて大量の個人情報を利用されることが予想され、法令違反が行われた場合の被害が甚大となり、大量の個人情報の漏えいについても懸念。**こうしたことが起こらないよう強い抑止効果が必要であり、課徴金制度や差止請求制度及び被害回復制度は必須。
- **個人の権利利益を傷つけ侵害するような悪質な事案には、厳罰化が必要。**検討会報告書でも強く打ち出したように、個人情報を不当に取り扱った者が累犯を起こさないよう、課徴金制度を導入すること、適格消費者団体による差止請求制度、更には被害回復制度を創設することは必須。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」 に対して寄せられた主な意見

全体的な意見

- **消費者・消費者団体を検討の場に加えて個人情報保護法改正を論議したことは重要な転換。**個人情報保護委員会本体、「検討会」、ヒアリングなどで、**積み上げてきた論点を全面的に活かし、一日も早く法改正の検討に着手**することを心より求める。
- 我が国における政治過程ないし立法過程の現実を踏まえると、「ステークホルダー」からの意見聴取プロセスに**市民社会の声が適切に反映**されるか、疑問ないではない。個人情報保護委員会が「独立」委員会であることを踏まえ、こうした意見聴取プロセスや規則策定プロセスの公正性には配慮すべき。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」 に対して寄せられた主な意見

統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 本検討の内容に賛同。本検討の内容に沿った法改正が早期になされること、及び、本検討の内容を踏まえ、特に**データの利活用が求められる分野**についての**特別法**についての議論がより**促進**されることを要望。
- 本人同意不要で個人データ等の第三者提供や公開された要配慮個人情報の取得が可能となる範囲を広げるという**方向性には賛同**。
- データを活用する各業界の実情を考慮した上で、「**統計情報等の作成**」と評価できるものを**明確化**すべき。「**統計作成等であると整理できるAI開発等**」の**具体的な範囲を明示**いただきたい。AI開発におけるデータの使われ方などに詳しい有識者の意見も聞いた上で具体的に検討し「統計作成等であると整理できるAI開発等」に**様々なユースケースが該当するよう**にしていいただきたい。
- 「統計情報等の作成」に関しては、「統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。」とされていますが、生成AIを含むAI技術は基本的に統計作成等と同等とみなすことができるものであり、**例外的に「統計作成等であると整理」できないAI開発については、事業者及び有識者等の意見を聞いた上で迅速に明確化**していただくことを要望。
- 統計情報等の作成に当たって事業者に対応が求められる一定の事項等の公表や、提供元・提供先間の合意等については、**事業者**に**過度な負担とならず、利活用の推進も妨げない具体的な手法**を検討すべき。ガイドライン等で**安全管理措置に関する一定の基準や要件**を示すべき。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」 に対して寄せられた主な意見

統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- AI・データの利活用を推進するに当たっては、**統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する場面等においては、適切なガバナンスを確保**することが必要。そのための手段として、**PETsやAIの保護技術等の活用が有用**であるため、かかる技術の有用性については個人情報保護委員会からも積極的に普及啓発されることを要望。
- AI開発等も統計作成等であると整理されており、**データ流通の促進とそれを通じたAIの進化や社会課題の解決に寄与**するものであり、かかる内容に賛同し、議論が加速することを期待。**本人同意なき個人データ等の第三者提供については、ステークホルダー間の信頼の確保が前提となり、そのためには同時に適切なガバナンスの確立が必要**。PETsはガバナンスにも貢献するものであり、普及啓発に向けて個人情報保護委員会の積極的な関与を期待。
- 本項目に示された方針に賛同。他方、こうした規律の変更に付随して適切なガバナンスを図ることが不可欠。「**統計作成等**」とされる**目的が具体的にどのようなものを指すのか、個人への不利益が想定されない類型がどのようなものであるか**について、PETsやAIの保護技術等の多様な技術的手法の発展も踏まえて、より議論を深化させる必要。また、統計作成等の目的への限定の担保措置や、**各企業におけるガバナンスの徹底が重要であり、実現すべき権利利益を担保するための方策をマルチステークホルダーで継続的に議論**することが必要。
- 個人の権利利益を侵害するおそれを少なくするための方策として、例えば、**プライバシー保護技術を活用**することも考えられる。**提供先において一定の体制を整備し個人の権利利益の侵害を防止する方策**を取っている場合には、提供元の義務や負担を軽減できるといった考え方ができれば、利活用も進むのではないかと考えられる。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」 に対して寄せられた主な意見

統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 同意規制の在り方の考え方を支持。その上で、**一般法としての個人情報保護法の議論**において、特定の個人との対応関係が排斥された利用について、**同意以外の法的根拠が整理**されること、特定の個人との対応関係が排斥された利用であることを担保するための**適切なガバナンスの在り方**が同時に示されること、適切なガバナンスは個人、事業者の双方にとって分かりやすいものであり、法令により明確であること、を提言。
- 従来の個人情報保護法においては、本人の同意が極めて重視される一方、同意が実質的な本人保護の機能を有するものとなっているか否かの検証は十分ではなく、本人の権利利益の保護の意義を有しない場合にも同意規制が行われていた。そのような観点から、**同意が必要となる場面を本人保護の実質化の視点から見直すことは極めて有意義**である。このような観点から、2月文書の示す方向性、**特に特定個人との一対一の対応関係が失われた統計情報等の利活用場面に同意要件を緩和**する方針等は適切と評価することができる。
- 提案されている方向性は歓迎。他方、**透明性の確保及び本人の関与の観点**からの義務が必要。具体的には、PIAの実施、本人への通知・公表、オプトアウト、第三者提供記録、開示請求権の確保を義務付けるべき。また、**AI開発等の内容の具体化、統計化前の情報に対する目的外利用禁止や安全管理措置義務の担保措置**が必要。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」 に対して寄せられた主な意見

統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- **個人の権利利益の侵害が想定されない場合に「同意を不要」とすることは一定の合理性がある。**しかし、それが真に個人の権利利益を侵害しないことを担保し、万が一個人の権利利益の侵害の懸念や違反が生じた場合を想定した仕組みがあることが必要。そのためには**事業者の適切なガバナンスや法的なセーフティネットが必要**。ガバナンスについては事業者の経営体制、リスクの特定と対応、個人情報の取扱いに関するレポートなどが考えられる。セーフティネットとしては違反に対する勧告や命令、課徴金、刑事罰等の法的措置や消費者団体訴訟制度による差止請求・被害回復等を結びつけて考えられる。
- 提案されている方向性は、提供先において統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されているのであれば、直ちに個人の権利利益の侵害につながらないが、これを事前に把握することは難しい。このため、仮に提供先において統計情報等の作成にのみ利用されていないのであれば、その提供先事業者に対してペナルティを課すことによって、**提供先事業者が統計情報等の作成にのみに利用するように仕向ける**ことが求められる。従って、今回提案されている同意規制の在り方は、課徴金の導入とセットで導入にする必要がある。また、提供先において統計情報等の作成にのみ利用されていない状況において、個人の権利利益の侵害を補償する観点で、団体訴訟の制度は必要であり、団体訴訟の制度についても今回の同意なしの第三者提供とセットにする必要がある。
- 統計等利用に関する提案には基本的方向性から概ね賛同できるが、**生成AI等の利用場面**で、個人の私的事項等に関する回答が出力されてしまう可能性がないわけではない。かかる出力問題が、個人の権利利益に関連することを踏まえると、これを個人情報保護法の枠内で対応すべきか否かを含めて、慎重かつ丁寧な議論を行うべき。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」 に対して寄せられた主な意見

統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 利用目的となる統計情報等について、**特定の個人との対応関係が排斥されているか否かを、誰が確認し、責任を負うのかを明確にする必要**があるし、プライバシーやセキュリティについて十分に理解していない民間事業者も含まれる個人情報取扱事業者に対して、要配慮個人情報の第三者提供を公表のみで認めることは極めて危険であると考え。医療機関が個人データ等の提供元となり得ることで、長年築き上げてきた医師と患者の間の信頼関係、ひいては政府と国民の間の**信頼関係が損なわれるような事態を招くことは決してあってはならない**。
- AI開発等を含めた「統計作成等」において、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とすることについて、現時点では十分な議論がされていないことから時期尚早。目的外利用をしないことの確認や、情報漏えい等安全管理措置のレベルなどについても議論されていない。生成AIについては、必ずしもAIガバナンス・ガイドラインが遵守されるという状況が確認できておらず、生成AIの開発や利用の仕方も含めて検討をすべき。そして、議論の前提として、**個人の権利利益が侵害されないこと、利用目的が適正であること、関係事業者（提供元・提供先）の双方が適正な利用を確保する法令順守体制を有することを明確に示す必要**。
- 個人情報は私たち個人にとって重要なものであり、本人の知らぬ間に利用されることは許されない。統計等利用であることを理由に、「個人の権利利益への直接の影響はない」との観点から、AI開発等を含めた統計作成等に対して「本人同意を要しないもの」と整理するのは時期尚早。**個人の権利利益が侵害されないことが確保される必要があり、差別などに用いられることのないように利用目的の制限、適正な取扱いが確保されるように、政府としても許可・登録などを通じた事業者の信頼性担保を行うことが必要**。個人情報を適正統計的利用するに当たっても、国民に分かりやすく、**誰が、何を、どのような方法で取扱い、利用した上で何に役立てようとしているのかを、事業者は説明し続けるべき**。

EUと日本におけるデジタル関係の法制度の整備状況

個人データ(Personal Data)に関して、EUではGDPR(2016年)、日本では個人情報保護法が一般法。一般法を前提とした上で、各分野におけるデータ利活用の政策やルールが検討されている。

	データ関係					
	データ保護の法的強化 各分野における データ利活用に影響	データ利活用の法的強化 ①個人起点（一次利用）、②社会起点（二次利用） 等でのルール整備が進展 ※GDPRと整合的な形でEHDS法等は整備	競争政策関係	AI関係	サイバー セキュリティ 関係	
EU	GDPR (2016)	データスペース構想 (2020) 国や組織を超えてデータを連携できる空間に関するルールや仕組みを整備する構想。ヘルスケア、産業・製造等の9分野を指定 データガバナンス法 (2021) オープンデータ以外の政府のデータ共有促進 データ法（2023） 民間の非個人データ（IoT等）の共有促進 EHDS法 (医療・2024) ・ヘルスデータ基盤の構築 ・ヘルスデータ(仮名化・匿名化済)の第三者提供に同意不要 ・医療機関からのデータ提出義務 PSD3（金融決済・検討中） ※PSD2は2015に成立 金融データアクセスの枠組と連携したPSD2の改正	デジタル市場法 (2022) 競争可能で公正な市場の確保	デジタルサービス法 (2022) 消費者と企業へ安全なオンライン環境を創出	EU AI法 (2024) 人間中心のAI開発政策の具体化	サイバーレジリエンス法 (2024) デジタル要素を含む製品への水平的なサイバーセキュリティ要件の整備
日本	個人情報保護法	日本では、一部の対応※にとどまる。 ※次世代医療基盤法・銀行法等	PF透明化法 スマホ競争促進法	電気通信事業法等で一部対応	検討中	サイバーセキュリティ基本法をはじめ、各種ガイドライン等で対応 (IoTセキュリティ適合性評価制度（JC—STAR）※2025.3制度開始予定)

以下参考

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 統計情報等の作成^(注1)のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等^{(注2)(注3)}を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供^{(注4)(注5)}及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか^(注6)。

注1：統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

注2：本人同意なき個人データ等の第三者提供については、当該個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、個人データ等の提供元・提供先における一定の事項（提供元・提供先の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等）の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定している。

注3：本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得については、当該要配慮個人情報統計情報等の作成又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供にのみ利用されることを担保する観点等から、公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項（取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である旨等）の公表、取得者における目的外利用及び第三者提供（本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である場合における当該第三者提供を除く。）の禁止を義務付けることを想定している。

注4：法第17条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。

注5：当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とすることを想定している。

注6：具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）等で定めることを想定している。

- 行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大してはどうか。

(2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合^(注7)について、本人の同意を不要としてはどうか。

注7：例えば、本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合や、金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等が想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方 (続)

(3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

- 人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」(注8)についても、上記例外規定に依拠できることとしてはどうか。

注8：例えば、(公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、) 本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置(氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等)が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定される。具体的な事例については、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定している。

(4) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体(注9)が含まれることを明示することとしてはどうか。

注9：例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等(診療所等)が含まれることが想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定している。

2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなるが、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合(注10)について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとしてはどうか。

注10：例えば、サービス利用者の社内識別子(ID)等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

- 行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

- 子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいこと等から、子供の発達や権利利益を適切に守る観点から、一定の規律を設ける必要があるのではないかと。その場合、対象とする子供の年齢については、現在の運用の基礎となっているQ&Aの記載^(注11)や、GDPRの規定^(注12)などを踏まえ、16歳未満としてはどうか。
注11：「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」Q 1 – 62
注12：GDPR第8条
- 16歳未満の者が本人である場合における、本人からの同意取得や本人への通知等に係る規定について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得や当該法定代理人への通知等を義務付けることとしてはどうか。その上で、一定の場合^(注13)については、例外的に、本人からの同意取得や本人への通知等を認める必要があるのではないかと。
注13：例えば、本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合、本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由がある場合が想定されるのではないかと。
- 16歳未満の者を本人とする保有個人データについて、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由^(注14)を設ける必要があるのではないかと。
注14：例えば、法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合、本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合等が想定される。
- 未成年者の個人情報等を取り扱う事業者は、当該未成年者の年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務規定、及び、個人情報の取扱いに係る同意等をするに当たって、法定代理人は、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない旨の責務規定を設けてはどうか。
- 法定代理人の関与及び責務規定については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方)

1 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

- 個人情報取扱事業者等におけるDXの進展に伴い、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大している。
- このような状況を踏まえ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託が行われる場合について、委託された個人データ等の取扱いの態様や、その適正性を確保する能力など、当該個人データ等の取扱いに関わる実態を踏まえ、当該個人データ等の適正な取扱いに係る義務の在り方を検討することとしてはどうか。

2 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

- 特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等である電話番号、メールアドレス、Cookie ID等を含む情報については、当該情報が個人情報に該当しない場合であっても、当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生^(注15)し得る上、当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれ^(注16)がある。このような記述等が含まれる個人関連情報^(注17)について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である不適正利用及び不正取得に限って、個人情報と同様の規律を導入することとしてはどうか。また、上記のような記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報^(注18)についても同様の趣旨が当てはまることから、同様の規律を導入してはどうか。

注15：例えば、メールアドレス等を用いて、有名企業等をかたったメール等を個人に送信し、当該メールの本文に記載したフィッシングサイトのURLにアクセスさせて認証情報やクレジットカード情報等を窃取する事例等が挙げられる。

注16：例えば、オンラインメンタルヘルスカウンセリングサービスを運営する事業者が、ユーザーから取得したメールアドレス及び健康情報を、治療支援等のためにのみ利用し第三者に共有しない旨等を約していたにもかかわらず、広告目的で第三者に提供する事例等が挙げられる。

注17：具体的には、特定の個人の所在地（住居、勤務先等）、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等の記述等（これを利用して特定の個人に対して連絡を行うことができるものに限る。）を含む個人関連情報等を規律の対象とすることを想定している。

注18：具体的には、注17の記述等を含む仮名加工情報・匿名加工情報等を規律の対象とすることを想定している。

- 行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方)

3 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方

- 顔識別機能付きカメラシステム等のバイOMETリック技術の利用が拡大する中で、生体データ（注19）のうち、本人が関知しないうちに容易に（それゆえに大量に）入手することができ、かつ、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するという性質を有する（注20）顔特徴データ等は、その他の生体データに比べてその取扱いが本人のプライバシー等の侵害に典型的につながりやすいという特徴を有することとなっている。

注19：特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができるもの（法第2条第2項第1号、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条第1号）。

注20：カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等入手し、これを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま、半永久的・網羅的に当該本人の行動を追跡することが可能である。

- そこで、上記侵害を防止するとともに、顔特徴データ等の適正な利活用を促すため、顔特徴データ等の取扱いについて、透明性を確保した上で本人の関与を強化する規律を導入する必要があるのではないか。
- 具体的には、顔特徴データ（注21）等の取扱いに関する一定の事項（注22）の周知を義務付けてはどうか（注23）。その場合において、一定の例外事由（注24）を設ける必要があるのではないか。

注21：規律の対象となる生体データの具体的な範囲は政令以下で定めることを想定しているが、「顔特徴データ」として、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別できるようにしたもの規定することを想定している。なお、単なる顔写真は「顔特徴データ」に該当しない。

注22：顔特徴データ等を取り扱う当該個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等を想定している。

注23：具体的な周知の方法は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

注24：例えば、周知により本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、周知により当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合、国又は地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、周知により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等が想定される。

- また、顔特徴データ等（保有個人データであるものに限る。）について、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由（注25）を設ける必要があるのではないか。

注25：例えば、本人の同意を得て作成又は取得された顔特徴データ等である場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合等が想定される。

- さらに、顔特徴データ等について、オプトアウト制度に基づく第三者提供（法第27条第2項）を認めないこととしてはどうか。

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方)

4 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

- 近時、いわゆる「闇名簿」問題が深刻化する^(注26)中で、オプトアウト届出事業者である名簿屋が、提供先が悪質な(法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する)名簿屋であると認識しつつ名簿を提供した事案が発生しており、オプトアウト制度(法第27条第2項)に基づいて提供された個人データが「闇名簿」作成の際の情報源の一つとなっている現状がある。しかしながら、提供先における個人データの利用目的等を確認する提供元の義務が規定されていない現行法下においては、提供元が不適正な利用の禁止(法第19条)^(注27)を適切に履行するための手段が存在しない。

注26：犯罪対策閣僚会議にて策定された「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(令和5年3月17日)においても、個人情報悪用した犯罪被害を防止するため、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な名簿屋について、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進することが求められている。

注27：法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する名簿屋に対して名簿を販売する行為は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあり、不適正な利用(法第19条)に該当し得る。

- そこで、個人データがオプトアウト制度に基づいて悪質な名簿屋に提供され、犯罪者グループ等に利用されることを防止するため、オプトアウト制度に基づく個人データの提供時の確認義務を創設する必要があるのではないか。具体的には、以下の規律を導入することが考えられるのではないか。

- ・ オプトアウト制度に基づき個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ、当該第三者(提供先)の身元(氏名又は名称、住所、代表者氏名)及び利用目的を確認しなければならないこととはどうか。その場合において、一定の例外事由^(注28)を設ける必要があるのではないか。
- ・ 当該第三者(提供先)は、オプトアウト届出事業者(提供元)が上記確認を行う場合において、上記確認に係る事項を偽ってはならないこととし、これに違反した者(提供先)に対して、過料を科すこととはどうか。

注28：例えば、オプトアウト届出事業者が当該個人データを取得した時点において、当該個人データが本人、国の機関、地方公共団体等によって公開されていたものである場合等が想定される。

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方)

1 勧告・命令等の実効性確保

(1) 速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方

- 現行法上、緊急命令は、違反行為による個人の重大な権利利益の侵害が既に発生している場合に限り、当該違反行為を是正させるために発出し得るが、個人の権利利益の侵害を防ぐ観点から、重大な権利利益の侵害が切迫している段階において速やかに緊急命令を発出して違反行為を是正させる必要のある事案^(注29)が生じている。
- そこで、違反行為により個人の重大な権利利益が侵害される事実が既に発生している場合に加えて、当該侵害が切迫している場合においても、(勧告を経ることなく) 緊急命令を発出することができるようにしてはどうか。
注29：例えば、名簿の販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋（ブローカー）だと名簿販売業者が認識していたにもかかわらず、当該販売先に対し、意図的にその用途を確認せずに名簿を販売した事案が挙げられる。当該事案においては、当該販売先（転売屋）を通じて当該名簿が犯罪グループ等により取得され、当該名簿を利用した特殊詐欺等が行われるおそれがあるため、当該名簿に掲載された本人は、当該名簿が販売される限り、特殊詐欺等の被害に遭うおそれにさらされ、かつ、そのおそれが高まっていく状態に置かれることとなる。
- また、違反行為による個人の重大な権利利益の侵害がいまだ切迫しているとまでは認められない場合であっても、当該侵害のおそれが生じており、かつ、勧告によって自主的な是正を待たにもかかわらず、依然として当該違反行為が是正されない場合においては、命令を発出することができるようにしてはどうか。

(2) 個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方

- 法に違反する個人情報等の取扱いがあった場合において、本人が自らその権利利益を保護するための措置を講ずるためには、その前提として、当該取扱いがあったことを認知する必要がある^(注30)。
注30：例えば、法第19条に違反して、犯罪者グループ等の違法行為を行う蓋然性が高い第三者に名簿が提供された場合、当該名簿に掲載された本人は、これを利用した特殊詐欺の被害等を受けるおそれがあるが、そのような状況を認知していなければ、特殊詐欺等から自らを守るための対策を講ずることができない。
- そこで、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置に加えて、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表その他の本人の権利利益の保護のために必要な措置を勧告・命令の内容とすることができることとしてどうか。

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方)

1 勧告・命令等の実効性確保（続）

(3) 命令に従わない個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに係る第三者への要請の導入の要否

- 近時、違反行為の中止命令及び当該命令違反の罪に係る刑事告発を受けるに至っても当該違反行為を停止しない悪質な個人情報取扱事業者等が現れてきている（注31）。個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いにより個人の権利利益の侵害又はそのおそれが生じ、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）による命令が発出されたが、当該個人情報取扱事業者等がこれに従わない場合において、当該違反行為による個人の権利利益の侵害又はそのおそれを排除するためには、当該個人情報等の取扱過程や流通過程の一部に関わるることとなってしまっている事業者が、当該取扱いのために用いられる役務の提供の停止、当該個人情報等の送信の中止等の措置をとることが必要かつ効果的である。

注31：例えば、法第19条や法第27条等に違反して、官報に掲載されている破産手続開始決定を受けた個人の氏名や住所等の個人データが、地図データとひも付けられる形でウェブサイト上に公表された事案において、委員会は、当該ウェブサイトの運営者が法に違反した「当該個人情報取扱事業者等」であるとして、当該運営者に対して、当該ウェブサイトの停止等を命令し、刑事告発を行っているものの、当該運営者は命令に従わなかった。一方、当該事案において当該運営者が自ら当該ウェブサイトを停止しない場合であっても、当該ウェブサイトの配信に用いられているサーバのホスティング事業者が当該運営者による当該サーバの利用や当該サーバ自体の機能を停止することや、検索エンジンサービス事業者が当該ウェブサイトのドメイン名等の情報表示を停止することにより、個人の権利利益侵害のおそれを減少させることが可能である。

- 現行法上は、委員会による命令は、法の義務規定に違反した個人情報取扱事業者等に対してのみ発出することができるものであり、当該違反行為に関わるることとなっている第三者に対して、当該個人情報取扱事業者等へのサービス提供の停止等を命じることはできず、任意の要請に係る根拠規定もない。
- これを踏まえ、違反事業者に対する命令が発出されている場合における、以下二つの類型の委員会による第三者に対する要請について、根拠規定を設けることとしてはどうか。
 - ・ 委員会による命令を受けた個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いを、当該個人情報取扱事業者等との契約に基づき補助する第三者（注32）に対する、当該違反行為を中止させるために必要な措置を講ずるべき旨の要請。

注32：具体的には、個人情報等の保存に用いるためのクラウドサービスを提供する事業者、個人情報を公開するためのサーバのホスティング事業者、当該サーバのドメイン名をIPアドレスに変換するDNSサーバのホスティング事業者等を想定している。
 - ・ 委員会による命令を受けた個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いが、特定電気通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第1号）による当該個人情報等の送信である場合における、当該特定電気通信による当該個人情報等の流通に係る特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者（同条第3号）（注33）に対する、当該流通を防止するために必要な措置を講ずるべき旨の要請。

注33：具体的には、検索サービス提供事業者等を想定している。

- 第三者が上記要請に応じた場合における、当該第三者の当該個人情報取扱事業者等に対する損害賠償責任を制限することとしてはどうか。 22

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方)

2 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方

- 現行法上、第179条及び第180条が定める刑事罰の対象となる個人情報データベース等又は保有個人情報の提供行為は、不正な利益を図る目的での提供行為に限られているが、本人の権利利益を害する程度には、不正な利益を図る目的での提供行為と加害目的での提供行為とで差異が認められないため、この点を見直し、「不正な利益を図る目的」に加え、「損害を加える目的」に基づく提供行為についても、法第179条及び第180条に基づく刑事罰の対象行為としてはどうか。
- また、不正に取得された個人情報は、当該情報を用いた詐欺その他の犯罪等につながり得る不適正な利用がなされる蓋然性が高いため、詐欺行為や不正アクセス行為その他の個人情報を保有する者の管理を害する行為により個人情報を取得する行為について、当罰性の観点から「不正な利益を図る目的」又は「損害を加える目的」に基づくものに限定した上で、直罰の対象とする必要があるのではないか。
- なお、各罰則規定の法定刑について、他の罰則規定との均衡を踏まえ、適切な見直しをすることが適当ではないか。

3 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否

- 課徴金は、行政上の措置として機動的に賦課されるものであり、違反行為の経済的誘因を小さくすることにより、違反行為を抑止することを目的として導入されるものである。このような課徴金制度については、事後チェック型を志向する現代の市場経済社会において重要な法執行上の役割を果たしていると指摘されている。
- 課徴金制度については、個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理を踏まえ、昨年7月から「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、計7回の会合を経て、昨年12月末に、議論の状況を整理した報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめた^{（注34）}。

注34：個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書（令和6年12月25日）

- 報告書は、課徴金制度の導入の必要性及び想定される制度設計の在り方や課題についての議論状況をまとめたものである。同制度の導入の要否及び制度設計の在り方については、報告書の内容を踏まえ、継続して議論していく必要があるのではないか。

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方)

4 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否

- ある者の個人情報が違法に取り扱われている場合には、他の者の個人情報についても同様に違法に取り扱われている可能性が十分にあると考えられる中で、個人情報の違法な取扱いに対する適切な権利救済の手段を多様化し、より確実に救済を受けられる環境を整えていくことは重要であると指摘されている。団体による差止請求制度や被害回復制度について、検討会において導入の必要性や想定される制度設計について議論を行った。
- 報告書は、課徴金制度と同様に、団体による差止請求制度・被害回復制度についても、導入の必要性及び想定される制度設計の在り方や課題についての議論状況をまとめたものである。同制度の導入の要否及び制度設計の在り方については、報告書の内容を踏まえ、継続して議論していく必要があるのではないか。

5 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

- 委員会規則で定めるところによる、報告対象事態（規則第7条）が発生した場合の委員会への報告（法第26条第1項）について、体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提として、一定の範囲で速報を免除することを可能としてはどうか。さらに、漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付のようなケースについては、委員会への報告のうち確報を、一定期間ごとに取りまとめた上で行うことを許容してはどうか。
- また、違法な個人データの第三者提供についても報告対象事態にすることとしてはどうか。
- 違法な第三者提供については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。